

議案第9号

子ども・子育て支援法の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例

子ども・子育て支援法の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月3日提出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
9号	1

子ども・子育て支援法の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例
(守谷市保育所設置条例の一部改正)

第1条 守谷市保育所設置条例(昭和52年守谷町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育するため」を削る。

第5条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

(保育料)

第6条 保育所に入所する児童(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。)の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該保育に要した費用の額)とする。

(延長保育事業)

第7条 第3条第2号の延長保育事業は、休所日を除き、保育所に入所している児童が、やむを得ない理由により同条第1号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。

2 延長保育事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 延長保育事業を利用する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、延長保育料を納付しなければならない。

4 前項の延長保育料の額は、規則で定める。

5 前3項に定めるもののほか、延長保育事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(事業)

第3条 保育所においては、次に掲げる事業を行う。

(1) 児童に対する保育事業(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第3項の保育必要量(同条第1項の認定がなされていない児童にあっては、これに相当するものとして市長が定める保育の量とする。)の範囲内のものに限る。)

(2) 延長保育事業

(守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関

議案	頁数
9号	2

する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3附属機関の部守谷市保育所入所児童選考委員会委員の項中「守谷市保育所入所児童選考委員会委員」を「守谷市保育所等利用調整委員会委員」に改める。

（守谷市保育の実施及び保育料の減免に関する条例の廃止）

第3条 守谷市保育の実施及び保育料の減免に関する条例（平成10年守谷町条例第7号）は、廃止する。

（守谷市保育所入所児童選考委員会設置条例の一部改正）

第4条 守谷市保育所入所児童選考委員会設置条例（平成11年守谷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

守谷市保育所等利用調整委員会設置条例

第1条中「守谷市保育所に入所する児童について公正な方法で選考するため、守谷市保育所入所児童選考委員会」を「同項に規定する保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）の利用を公正に調整するため、守谷市保育所等利用調整委員会」に改める。

第2条中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「保育所の入所児童選考」を「保育所等の利用調整」に改める。

（守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成18年守谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の8」を「第34条の8第1項」に改める。

（守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年守谷市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定中「同条第3項」を「同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

（守谷市保育所入所児童選考委員会設置条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第4条の規定による改正前の守谷市保育所入所児童選考委員会設置条例第1条の規定により置かれた守谷市保育所入所児童選考委員会は、第4条の規定による改正後の守谷市保育所等利用調整委員会設置条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の規定により置かれた守谷市保育所等利用調整委員会となるものとする。

議案	頁数
9号	3

3 この条例の施行の際現に守谷市保育所入所児童選考委員会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、守谷市保育所等利用調整委員会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、施行日における守谷市保育所入所児童選考委員会の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

議案	頁数
9号	4

提案理由（議案第9号）

本案は、子ども・子育て支援法の施行等に伴い児童福祉法が改正されるため、関係する条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
9号	5

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該保育に要した費用の額）とする。

（延長保育事業）

第7条 第3条第2号の延長保育事業は、休所日を除き、保育所に入所している児童が、やむを得ない理由により同条第1号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。

2 延長保育事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 延長保育事業を利用する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、延長保育料を納付しなければならない。

4 前項の延長保育料の額は、規則で定める。

5 前3項に定めるもののほか、延長保育事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第8条 （略）

（新設）

（委任）

第5条 （略）

9号	議案
7	頁数

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正				現行			
別表第3（第9条，第10条，第14条関係）				別表第3（第9条，第10条，第14条関係）			
附属 機関				附属 機関			
	<u>守谷市保育所等利用調整 委員会委員</u>	日額	2,400		<u>守谷市保育所入所児童選 考委員会委員</u>	日額	2,400

9号	議案
8	頁数

守谷市保育所入所児童選考委員会設置条例新旧対照表（第4条関係）

改正	現行
<p align="center"><u>守谷市保育所等利用調整委員会設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき、<u>同項に規定する保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）</u>の利用を公正に調整するため、<u>守谷市保育所等利用調整委員会（以下「委員会」という。）</u>を設置する。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、<u>次に掲げる事項</u>を審議する。</p> <p>(1) <u>保育所等の利用調整</u> に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p align="center"><u>守谷市保育所入所児童選考委員会設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき、<u>守谷市保育所に入所する児童について公正な方法で選考するため、守谷市保育所入所児童選考委員会</u> _____ (以下「委員会」という。) を設置する。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、<u>次の各号の事項</u>を審議する。</p> <p>(1) <u>保育所の入所児童選考</u> に関すること。</p> <p>(2) (略)</p>

9号	議案
9	頁数

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、<u>法第34条の8第1項</u>及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条第1項の規定に基づき、守谷市児童クラブの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、<u>法第34条の8</u>及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条第1項の規定に基づき、守谷市児童クラブの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

9号	議案
10	頁数

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正	現 行
<p>第4条第1項中「小学校1年生から4年生までの児童」を「児童であつて、小学校に就学しているもの」に改め、同項ただし書及び同条第2項を削り、<u>同条第3項中「前2項」</u>を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。</p>	<p>第4条第1項中「小学校1年生から4年生までの児童」を「児童であつて、小学校に就学しているもの」に改め、同項ただし書及び同条第2項を削り、<u>同条第3項</u> _____を同条第2項とする。</p>

9号	議案
11	頁数